(D)　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（水資源機構ホームページの「入札・契約情報／お知らせ」に記載）によるものとする。

⑥　本工事は、川上ダム取水放流設備の製作及び据付工事（以下「工事」という。）を行い、当該設備について引渡しを行った後、当該設備の点検を実施するまでの工事・点検一体型の試行工事で、工事に係る工事価格と点検に係る点検価格の総価により契約する。

⑦　本工事においては、工事及び点検に係るそれぞれの請負代金額を明確にするため、受発注者間の協議により合意した工事価格及び点検価格をそれぞれ契約書に記載する。なお、協議が整わない場合は、発注者が定めた金額とする。

⑧　入札、契約及び技術提案の詳細は、入札説明書による。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、事業協同組合又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年３月13日付け独立行政法人水資源機構理事長）に示すところにより、独立行政法人水資源機構理事長から「川上ダム取水放流設備工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

(1)　以下の各号に該当しない者であること。

①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去２年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者

(A)　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実

(B)　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実

(C)　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実

(D)　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実

(E)　正当な理由なくして契約を履行しなかった事実

(F)　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実

(G)　(A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実

③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者

④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、物品製造等）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

(2)　機構における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち機械設備工事の認定を受けており、かつ、物品製造等（役務の提供）の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」に登録していること。

ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

なお、本公告時に特定ＪＶとしての資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(3)　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。

(4)　経常ＪＶ及び事業協同組合又は特定ＪＶとして確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体又は他の特定ＪＶの構成員として確認申請書等を提出することはできない。

(5)　入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。

(6)　入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に専任として配置できること。特定ＪＶによる申請の場合は、構成員ごとに配置予定技術者を専任で配置すること。

なお、点検のみの期間は、配置予定技術者及び現場代理人の配置を要しない。

(7)　確認申請書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。

ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要領に該当することによる指名停止については、本工事への参加を認めることがある。この場合、当該指名停止の期間に応じて技術点を減点する。

(8)　特定ＪＶを結成して確認申請書等を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定ＪＶを結成して特定ＪＶの認定及び一般競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で一般競争参加資格の確認申請を行う場合においては、平成30年５月７日までは特定ＪＶの認定及び一般競争参加資格確認申請を行うことができる。

ただし、いずれの場合においても一度提出した技術提案書の内容を変えることはできない。また、５(6)に示す開札日までに特定ＪＶとしての認定及び競争参加資格の確認が終了せず、競争に参加できないことがある。

(9)　提出された技術提案（施工計画を含む。）（以下「技術提案」という。）に関する提案内容が、入札説明書に参考として示した別紙１－１、別紙１－２「技術提案書作成にあたっての標準案・提案条件等」、別冊図面及び別冊仕様書等の内容（以下「標準案」という。）を満たしていること。

(10)　機構が発注した工事のうち、平成28年１月１日から平成29年12月31日までの２年間に元請として完成・引渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「機械設備工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

(11)　設備引渡し後の点検期間において、入札説明書に記載する要件を満たす点検管理技術者を配置できること。なお、点検管理技術者は、自らと雇用関係にある者でなければならない。

(12)　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(13)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(14)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

(1)　評価項目　評価項目は次に示す事項とし、詳細は入札説明書による。

①　施工上配慮すべき事項

②　維持管理等に係るコストの低減

(2)　技術点の付与　評価項目に対する評価基準、提案制限数、評価点及び技術点の配分は、入札説明書のとおりとする。